証券コード　3474
2020年３月11日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿一丁目25番１号
Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ株式会社
代表取締役社長　　片　平　雅　之

第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第17回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年３月25日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。
　また、新型コロナウィルスの感染が広がっております。本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスクの着用及びアルコール消毒液の設置など感染予防の措置を講じてまいります。ご理解のほどよろしくお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　2020年３月26日（木曜日）　午前10時（受付開始午前９時30分）
２．場　　所　東京都新宿区西新宿二丁目２番１号
京王プラザホテル　本館43階「スターライト」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項
１．第17期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第17期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://g-fac.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年１月１日から2019年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続き、個人消費・設備投資の持ち直し等により国内景気は緩やかな回復基調である一方、米中貿易摩擦の激化や中国経済の減速が懸念されるなど世界経済の不確実性もあり、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの主力取引先である飲食業界におきましては、人材採用関連コストの上昇、消費者の多様化による業種・業態を越えた企業間競争の激化、原材料価格の高止まりに併せて、消費税率引き上げによる消費マインドの変化など経営環境は厳しい状況が続いております。

そのような状況下、当社グループは国内の飲食店をはじめとするサービス業の成長をサポートすることを第一に、「夢をカタチに！和食を世界に！」という企業スローガンを掲げ、国内の和食文化を世界の様々な地域へ輸出する架け橋となるため、グループ間で顧客へのワンストップフォロー体制を進め、海外進出検討企業への海外サポートの基盤強化を行ってまいりました。また、株式会社M．Ｉ．Ｔの子会社化により飲食事業の経営拡充を行い、より広い消費者ニーズの獲得及び運営ノウハウの共有・活性化を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,952,163千円（前連結会計年度比34.3％増）、営業利益は7,228千円（同96.9％減）、経常利益は22,758千円（同90.2％減）、親会社株主に帰属する当期純損失は106,525千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益148,946千円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

①　経営サポート事業

当連結会計年度においては、引き続き収益モデルをフロー型からストック型に転換を図るとともに、海外事業の基盤を構築していくことで増収となりました。一方、グループ全体の人員増強に伴う人件費及び増床等による地代家賃等が増加したため減益となりました。

その結果、当セグメントの売上高は2,096,235千円（前連結会計年度比6.6％増）、営業利益は221,193千円（同39.7％減）となりました。

② 飲食事業

当連結会計年度においては、株式会社M. Ｉ. Ｔの子会社化により増収となりました。一方で、同社のコンプライアンス・運営体制の整備を行うことで販管費が増加したため減益となりました。

その結果、当セグメントの売上高は1,855,927千円（前連結会計年度比90.2%増）、営業利益は104,530千円（同35.0%減）となりました。

なお、セグメント別の売上高は、下記のとおりであります。

区　　分	第16期（前連結会計年度）(2018年12月期)		第17期（当連結会計年度）(2019年12月期)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
経営サポート事業	1,965,985	66.8	2,096,235	53.0	130,249	6.6
飲　食　事　業	975,976	33.2	1,855,927	47.0	879,951	90.2
合　　計	2,941,961	100.0	3,952,163	100.0	1,010,201	34.3

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、775,568千円であり、その主なものは、顧客及び当社グループの出店店舗の内装設備等であります。

なお、セグメント別の設備投資額は、次のとおりであります。

区　　分	設備投資額(千円)
経営サポート事業	294,718
飲　食　事　業	473,176
全　社　（共　通）	7,673
合　　計	775,568

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資資金として、長期借入金750,000千円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 人材の確保及び育成、能力向上及び定着化について

当社グループは、比較的少数の従業員で業務を推進していることから、今後の人材獲得競争の激化、人材採用の難化等による労働力不足に対して、策を講じていく必要があると考えております。当社グループでは、従業員一人一人が当社グループの理念、目的を理解し、共感し、業務に邁進できる環境を整備することで各々の生産性を向上させるとともに、様々な形態での働き方を受け入れていくための制度や仕組みの整備を行ってまいります。

また、能力向上及び定着化については、従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実、福利厚生を充実させた人事制度の採用に取り組むなど、従業員にとって働き甲斐のある会社を目指してまいります。

② コンプライアンス体制の充実について

当社グループは、コンプライアンス体制に関して当社グループの規模に見合う管理体制を整えておりますが、今後の事業拡大、組織拡大に伴い、より適切な管理体制を構築するための策を講じていく必要があると考えております。当社グループの行動規範及び基本行動方針の周知徹底及び体制基盤の充実・強化に向け、随時見直しを行ってまいります。

③ 内部統制システムの強化について

当社グループは、2019年12月31日現在で、取締役５名、監査役３名、従業員138名（アルバイトを除く）となっており、経営管理体制もこの規模に見合うものになっております。しかしながら、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業になるためには、コーポレート・ガバナンスの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、権限に基づく意思決定の明確化、内部監査及び監査役監査並びに会計監査人による監査との連携を強化するほか、全役職員に対して、継続的な啓蒙、教育活動を行ってまいります。

④ 海外事業の拡大

日本の外食産業においては、飽和状態にある国内市場に留まることなく、日本食への関心の高まりを背景に海外市場を目指す機運が高まっております。当社グループでは、国内需要の出退店サポートだけではなく、海外での事業展開が不可欠であると認識しており、2015年３月、シンガポール共和国に、2017年５月及び2019年１月、タイ王国に、2018年10月、ベトナム社会主義共和国に連結子会社を設立いたしました。今後も日本と海外の架け橋となるべく、当社グループ内の連携を図り、ＡＳＥＡＮでの海外進出サービスを充実させ、日系企業の海外進出を円滑にサポートできる体制の強化を図ってまいります。

⑤　衛生管理の強化、徹底について

外食産業においては、食中毒事故の発生や偽装表示、異物混入の問題などもあり、以前にも増して食の安全を保つことが求められております。当社グループの各店舗では、「管理マニュアル」に基づき衛生管理を徹底しており、店舗管理体制の抜き打ち検査を行っております。今後も、法改正等に対応しながらさらに衛生管理体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 14 期 (2016年12月期)	第 15 期 (2017年12月期)	第 16 期 (2018年12月期)	第 17 期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売　上　高（千円）	2,579,824	2,909,278	2,941,961	3,952,163
経 常 利 益（千円）	440,180	351,899	231,297	22,758
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	290,928	179,450	148,946	△106,525
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又は当期純損失（△）（円）	49.99	27.21	22.91	△16.55
総　資　産（千円）	3,212,620	3,146,912	3,028,165	3,758,072
純　資　産（千円）	1,492,946	1,695,654	1,798,141	1,678,181

（注）１．１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。
２．当社は、2017年１月１日付で普通株式１株につき普通株式５株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 14 期 (2016年12月期)	第 15 期 (2017年12月期)	第 16 期 (2018年12月期)	第 17 期 (当事業年度) (2019年12月期)
売　上　高（千円）	2,568,187	2,877,099	2,846,949	3,087,340
経 常 利 益（千円）	435,785	352,086	225,816	144,994
当 期 純 利 益（千円）	286,709	179,982	149,388	87,514
1 株 当 た り 当 期 純 利 益（円）	49.27	27.29	22.97	13.60
総　資　産（千円）	3,209,388	3,130,280	2,803,298	3,473,965
純　資　産（千円）	1,493,320	1,685,875	1,607,254	1,699,442

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
２．当社は、2017年１月１日付で普通株式１株につき普通株式５株の割合で株式分割を行っております。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益を算定しております

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (間接所有割合)	主要な事業内容
GF CAPITAL PTE.LTD.	千シンガポールドル 6,624	64.02%	経営サポート事業
GF CAPITAL(THAILAND) CO.,LTD.	千バーツ 2,000	47.37% (47.37%)	経営サポート事業
GF CAPITAL(VIETNAM) CO.,LTD.	百万ドン 20,274	64.02% (64.02%)	経営サポート事業 飲食事業
株式会社M. I. T	千円 10,000	100.00%	飲食事業
GF CONSULTING (THAILAND)CO.,LTD.	千バーツ 2,000	31.37% (31.37%)	経営サポート事業

(注) 1. 株式会社M. I. Tは、当連結会計年度において、株式取得したことから重要な子会社に含めております。

2. GF CONSULTING(THAILAND)CO.,LTD.は、当連結会計年度において、新規設立したことから重要な子会社に含めております。

(7) 主要な事業内容

区分	事業内容
経営サポート事業	飲食店等を中心としたサービス業の出退店支援を行っております。
飲食事業	飲食店「名代　宇奈とと」「中目黒　いぐち」等の直営店を36店舗運営しております。

(8) 主要な営業所

① 当社

区分	所在地
経営サポート事業	東京都新宿区、大阪府大阪市
飲食事業	東京11店舗、大阪４店舗

② 子会社

区分	所在地
経営サポート事業	シンガポール、タイ、ベトナム
飲食事業	東京19店舗、京都１店舗、ベトナム１店舗

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
138名	91名増

（注）１．上記従業員数のほか、80名の臨時従業員がおります。
２．従業員数が前連結会計年度末に比較して増加した主な理由は、株式会社M．Ｉ．Ｔの完全子会社化によるものであります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56名	16名増	32.2歳	2.1年

（注）１．上記従業員数のほか、52名の臨時従業員がおります。
２．従業員数が前期末に比較して増加した主な理由は、業容拡大に伴う新卒採用によるものであります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	391,180千円
株式会社みずほ銀行	180,067千円
株式会社りそな銀行	127,500千円
株式会社日本政策金融公庫	27,760千円
株式会社日本政策金融公庫	62,000USD

２．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　20,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　6,742,000株（自己株式300,000株を含む）

（注）ストック・オプションの権利行使に伴い、発行済株式の総数は21,000株増加しております。

(3) 株主数　　3,782名

(4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
片平雅之	4,350,000株	67.53%
阪和興業株式会社	200,000株	3.10%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	137,900株	2.14%
田口由香子	137,000株	2.13%
三菱ＵＦＪキャピタル３号投資事業有限責任組合	85,000株	1.32%
藤原治	77,800株	1.21%
鎌仲順子	67,500株	1.05%
楽天証券株式会社	49,600株	0.77%
株式会社ＳＢＩ証券	48,957株	0.76%
Ｊ．Ｐ．ＭＯＲＧＡＮ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ　ＰＬＣ	45,100株	0.70%

（注）１．当社は、自己株式を300,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　　称	第２回新株予約権
新株予約権の数 当社取締役	3,000個
保有人数 当社取締役	１名
新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社取締役	普通株式　15,000株
新株予約権の発行価格	無償
新株予約権の行使期間	2016年５月22日～2024年３月18日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）を100円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②　新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要するものとする。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。 ③　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ④　新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができるものとする。

名　　称	第３回新株予約権
新株予約権の数 　当社取締役 　当社監査役	 3,500個 500個
保有人数 　当社取締役 　当社監査役	 １名 １名
新株予約権の目的である株式の種類及び数 　当社取締役 　当社監査役	 普通株式　17,500株 普通株式　 2,500株
新株予約権の発行価格	無償
新株予約権の行使期間	2017年12月29日～2025年12月14日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの財産の価額（以下「行使価額」という。）を246円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の主な行使条件	①　新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。 ②　新株予約権発行時において社外協力者であった者は、新株予約権の行使時においても当社との間で良好に関係が継続していることを要するものとする。また、社外協力者は、新株予約権の行使に先立ち、当該行使に係る新株予約権の数及び行使の時期について当社取締役会の承認を要するものとする。 ③　新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 ④　新株予約権者は、当社株式が日本国内の証券取引所に上場された日及び権利行使期間の開始日のいずれか遅い方の日以後において新株予約権を行使することができるものとする。

（注）2016年12月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、2017年１月１日付をもって普通株式１株を５株に分割したことにより、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	片平雅之	GF CAPITAL PTE.LTD.Managing Director GF CAPITAL(VIETNAM)CO.,LTD.General Director
専務取締役	田口由香子	管理本部長
取締役	山﨑俊也	コンサルティング事業部長
取締役	野澤正平	株式会社マーキュリースタッフィング取締役
取締役	安田正利	株式会社ヤスダマネージメント代表取締役 有限会社芙蓉倶楽部取締役 ヤスダＡＭパートナーズ合同会社代表社員 株式会社虎ノ門アセットマネジメント代表取締役社長
常勤監査役	鎌仲順子	
監査役	綾部薫平	しぶや総和法律事務所代表弁護士 株式会社エコスタイル社外監査役
監査役	高橋克典	新創監査法人代表社員

（注）１．取締役野澤正平氏、取締役安田正利氏は、社外取締役であります。
２．監査役綾部薫平氏、監査役高橋克典氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役鎌仲順子氏は、当社並びに他社において財務・会計部門に長期間勤務した経験を有し、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
４．監査役高橋克典氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
５．当社は、取締役野澤正平氏、取締役安田正利氏、監査役綾部薫平氏、監査役高橋克典氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役	５名	53,700千円
（うち社外取締役）	（２名）	(9,600千円)
監査役	３名	14,400千円
（うち社外監査役）	（２名）	(7,200千円)
合　　計	８名	68,100千円

（注）１．取締役の報酬限度額は、2011年９月25日開催の臨時株主総会決議において、年額216,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
２．監査役の報酬限度額は、2016年３月16日開催の第13回定時株主総会決議において、年額24,000千円以内と決議いただいております。

５．社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況
社外取締役	野澤正平	株式会社マーキュリースタッフィング取締役
社外取締役	安田正利	株式会社ヤスダマネージメント代表取締役 有限会社芙蓉倶楽部取締役 ヤスダＡＭパートナーズ合同会社代表社員 株式会社虎ノ門アセットマネジメント代表取締役社長
社外監査役	綾部薫平	しぶや総和法律事務所代表弁護士 株式会社エコスタイル社外監査役
社外監査役	高橋克典	新創監査法人代表社員

（注）当社と、株式会社マーキュリースタッフィング、株式会社ヤスダマネージメント、有限会社芙蓉倶楽部、ヤスダＡＭパートナーズ合同会社、株式会社虎ノ門アセットマネジメント、しぶや総和法律事務所、株式会社エコスタイル、新創監査法人との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

地　　位	氏　　名	主な活動状況
社外取締役	野澤正平	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から経営監視機能等について発言を行っております。
社外取締役	安田正利	当事業年度に開催された取締役会17回全てに出席し、主に金融機関で培った豊富な経験と幅広い見識から財務、会計及び内部統制等について発言を行っております。
社外監査役	綾部薫平	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会15回全てに出席し、弁護士としての専門的見地からコーポレート・ガバナンスの強化等について発言を行っております。
社外監査役	高橋克典	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査役会15回全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地からコーポレート・ガバナンスの強化等について発言を行っております。

６．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

應和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

３．当社の子会社であるGF CAPITAL PTE.LTD.及びGF CAPITAL(THAILAND)CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

７．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2015年６月の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、2016年３月の取締役会において一部改定しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、経営理念である「『成長を志す人財』と『変革（挑戦）を志す組織(企業)』と共に、新しい価値を創造し続け、常に成長し続ける理念」に則った「Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ行動規範」「Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ基本行動方針」を制定し、代表取締役社長が、内部統制の責任者として、その意思を役職員に伝えることにより、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

・取締役、使用人が法令及び社内規程を遵守し、法令遵守を優先させる行動ができるための指針として「リスク管理規程」と「コンプライアンス規程」を定める。

・リスクコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスを実現するための組織を整備する。組織は、管理本部担当取締役を委員長とし、代表取締役社長、常勤監査役、内部監査人、各部の担当取締役で構成され、同委員会が中心となって役職員の教育を行う。監査役及び内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。

・リスクコンプライアンス委員会は活動を定期的に取締役会に報告する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

・法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、コンプライアンス相談窓口を設置・周知する。報告・相談を受けた窓口担当者はその内容を調査し、再発防止策を関連部署と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。

・反社会的勢力の排除を「反社会的勢力等に対する方針」に定め、不当な利益供与等に対しては、断固たる態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

・上記情報を記載した文書又は電磁的媒体の保存期間は、少なくとも５年間とする。

・取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時、これらの文書を閲覧できるものとし、その他の者は、所定の申請書に必要事項を記入し、業務主管部門の許可を得てから行うものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティについては、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報機器取扱要領」に定め、周知徹底する。組織横断的・全社的リスクについては、状況の監視及び全社的対応を管理本部にて行うものとする。
その他、新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応し、責任者となる取締役を定めるものとする。

・内部監査室は、これらのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長へ報告し、重要な事項については、取締役会に報告する。取締役会は、改善策を審議・決定するものとする。

・大規模な事故・災害等、当社の経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合には、防災対策本部長である、管理本部長、防災対策本部員である代表取締役社長及び各事業部長を構成員とする防災対策本部が危機管理体制を構築するものとする。

・リスク管理・事故等の当社の経営に重大な影響を与える緊急事態に関して、法令又は東京証券取引所の定める関連ルールに則った開示を行うものとする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役及び監査役が出席する取締役会を原則として月１回開催し、法令及び定款で定められた事項及び経営方針・政策に関する重要事項について審議し、効率的で迅速な意思決定を行うものとする。

・取締役会による中期経営計画・年度事業計画の策定、年度事業計画に基づく部門毎の業績目標と予算の設定、月次・四半期管理の実施を行うものとする。

・取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施を行うものとする。
上記各事項に関連して、法令又は東京証券取引所の定める開示ルールに則った開示を行うものとする。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・役職員が法令・定款及び当社の経営理念を遵守し、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ行動規範」「Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ基本行動方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」等を定め、全ての役職員に対し周知徹底する。

・法令及び社内規程に反する行為に気づいた場合、従業員が直接報告・通報を行う手段として、 コンプライアンス相談窓口を設置・周知する。報告・相談を受けた窓口担当者はその内容を調査し、再発防止策等を関連部署と協議の上、決定し、全社的に再発防止策を実施する。

・コンプライアンスに関する報告等は、利用者の匿名性を担保するとともに、報告者の不利益とならない仕組みとする。

・コンプライアンス違反者に対しては、就業規則等に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

⑥　監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

・管理本部担当取締役は、監査役が求めた場合その他必要な場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命するものとする。

・監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は、役職を兼務せず監査役の指示命令下で職務を遂行し、取締役の指示命令を受けないこととする。

⑦　当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める「関係会社管理規程」において、子会社の経営内容を的確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出を求め、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社及び子会社に報告するため、月１回開催する取締役会に当社及び子会社の従業員が参加することを求めることができる。

・子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社及び子会社のリスク管理について定める「リスク管理規程」を策定し、同規程において子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

・子会社を含めたリスク管理を担当する機関

リスクコンプライアンス委員会を運営し、グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。

・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社管理の基本方針及び運用方針を策定する「関係会社管理規程」を制定し、子会社に、監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築する。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役又は使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令並びに定款違反行為を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとする。

⑨　監査役への報告及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社及び子会社は、監査役への報告を行った当社及び子会社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社グループの役職員に周知徹底する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は、監査役から、稟議書類等業務執行に係る文書の閲覧や、説明を求められたときには、速やかにこれに応じることとしており、必要に応じて、内部監査室との情報交換や当社及び子会社の会計監査人から会計監査内容に関して説明を受ける機会のほか、顧問弁護士などその他の外部機関との間で情報交換等を行う機会を保障する。

・監査役がその業務の執行について、当社及び子会社に対し費用の前払等の請求をした際には、管理部門において審議の上、当該請求に関する費用又は債務が当該監査役の業務執行に必要でないことが証明された場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

・監査役は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な連携を図ることができる。

⑪　反社会的勢力排除にむけた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。

・反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士に通報・相談できる体制を整えている。また、取引先については、取引開始時の社内稟議で反社会的勢力でないことを確認する。

（注）2018年４月１日付で上記「内部統制システムに関する基本方針」を改定しております。その改定内容は、組織変更に伴う部署名変更であります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を17回開催しており、経営上の重要事項を決定しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について

取締役会の資料及び議事録は法令及び「文書管理規程」に基づき、セキュリティの確保された場所で保管及び管理を行っております。

③ 監査役の職務執行について

当事業年度において監査役会を15回開催しており、監査役相互の意見交換が行われております。また、監査役は、取締役会を含む重要な会議への出席の他、会計監査人並びに内部監査室との間で監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の綿密な連携を行っております。

④ リスク管理について

不測の事態や危機の発生時における損失を最小限にとどめるため、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」「危機管理規程」「情報機器取扱要領」を周知徹底し、リスク管理を行っております。

⑤ コンプライアンス

コンプライアンスの意識向上と不正行為等の防止、リスク確認を行うため、「Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ行動規範」「Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ基本行動方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」等を周知徹底するとともに、「リスクコンプライアンス委員会」を定期的に開催しております。

⑥ 内部監査体制

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立当初から財務体質の強化及び競争力の確保を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。そのため、内部留保の充実を図り、事業の効率化により生み出されたキャッシュ・フローを事業拡大のための投資に充当していくことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、しばらくの間は、企業規模を拡大させることができるような更なるサービスの開発、新規事業の立ち上げを行ってまいります。

現時点において、配当実施の可能性及びその実施時期等については未定でありますが、将来的には、各事業年度の業績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。

（注） この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨て、比率は小数第二位を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,590,779**	**流動負債**	**857,578**
現金及び預金	1,066,093	買掛金	77,053
売掛金	24,909	1年内返済予定の長期借入金	224,846
割賦売掛金	5,454	リース債務	5,981
リース投資資産	282,943	未払法人税等	37,993
商品	26,480	その他	511,702
その他	195,684	**固定負債**	**1,222,312**
貸倒引当金	△10,786	長期借入金	508,433
固定資産	**2,167,292**	リース債務	9,242
有形固定資産	**936,171**	長期預り保証金	582,495
建物及び構築物	852,779	長期前受収益	44,160
リース資産	10,556	その他	77,980
その他	72,835	**負債合計**	**2,079,890**
無形固定資産	**231,131**	**純資産の部**	
のれん	229,841	**株主資本**	**1,506,566**
その他	1,290	**資本金**	**388,955**
投資その他の資産	**999,990**	**資本剰余金**	**332,900**
投資有価証券	1,029	**利益剰余金**	**1,028,644**
繰延税金資産	68,917	**自己株式**	**△243,933**
差入保証金	832,386	**その他の包括利益累計額**	**△15,130**
その他	148,015	その他有価証券評価差額金	203
貸倒引当金	△50,358	為替換算調整勘定	△15,333
		非支配株主持分	**186,745**
資産合計	**3,758,072**	**純資産合計**	**1,678,181**
		負債・純資産合計	**3,758,072**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年１月１日から2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目		金額
売上高		**3,952,163**
売上原価		**2,229,879**
売上総利益		**1,722,283**
販売費及び一般管理費		**1,715,054**
営業利益		**7,228**
営業外収益		
受取利息	803	
受取配当金	0	
為替差益	15,077	
協賛金収入	2,393	
受取保険金	128	
受取手数料	4,126	
その他	2,637	25,166
営業外費用		
支払利息	4,038	
持分法による投資損失	4,483	
その他	1,115	9,637
経常利益		**22,758**
特別利益		
固定資産売却益	10,003	
受取補償金	757	
受取和解金	17,002	27,763
特別損失		
固定資産除却損	16,107	
減損損失	88,115	
和解金	711	104,935
税金等調整前当期純損失		**54,413**
法人税、住民税及び事業税	81,067	
法人税等調整額	△17,172	63,894
当期純損失		**118,307**
非支配株主に帰属する当期純損失		**11,782**
親会社株主に帰属する当期純損失		**106,525**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年１月１日から2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	386,627	332,715	1,135,169	△243,933	1,610,579
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	2,327	2,327			4,655
親会社株主に帰属する当期純損失			△106,525		△106,525
連結子会社株式の取得による持分の増減		△2,124			△2,124
連結子会社株式の売却による持分の増減		△18			△18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	2,327	185	△106,525	－	△104,012
当期末残高	388,955	332,900	1,028,644	△243,933	1,506,566

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	185	△14,325	△14,139	201,701	1,798,141
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					4,655
親会社株主に帰属する当期純損失					△106,525
連結子会社株式の取得による持分の増減					△2,124
連結子会社株式の売却による持分の増減					△18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17	△1,008	△990	△14,956	△15,947
当期変動額合計	17	△1,008	△990	△14,956	△119,959
当期末残高	203	△15,333	△15,130	186,745	1,678,181

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　５社

連結子会社の名称　GF CAPITAL PTE.LTD.
GF CAPITAL(THAILAND)CO.,LTD.
GF CAPITAL(VIETNAM)CO.,LTD.
株式会社M．Ｉ．Ｔ
GF CONSULTING(THAILAND)CO.,LTD.

株式会社M．Ｉ．Ｔは、当連結会計年度において、株式取得したことから、連結の範囲に含めております。

GF CONSULTING(THAILAND)CO.,LTD.は、当連結会計年度において、新規設立したことから、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数　１社

関連会社の名称　　つなぐ株式会社

つなぐ株式会社は、当連結会計年度において、新規設立したことから、持分法適用の範囲に含めております。

(3) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず、関連会社としなかった当該他の会社等の名称

R3 BANGKOK CO.,LTD.

(関連会社としなかった理由)

出資目的及び取引等の状況の実態から、財務及び営業又は事業の方針の決定に対し、重要な影響を与えていないため関連会社に含めておりません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

a その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ．たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法)

a 商品

主として最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　３～20年

ロ．無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（３～５年）に基づいております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

ニ．長期前払費用

定額法を採用しております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

イ．ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

ロ．割賦販売取引に係る収益の計上基準

割賦販売契約時に、物件購入価額（元本相当額）を割賦債権に計上し、割賦契約による支払期日を基準として、当該経過期間に対応する割賦売上高と割賦原価の差額（粗利益相当額）を売上高に計上しております。

⑤　その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

ロ．のれんの償却方法及び償却期間

５年間の定額法により償却しております。

ハ．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．表示方法の変更

連結貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号　2018年３月26日）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前連結会計年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前連結会計年度3,371千円）は、当連結会計年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」68,917千円に含めて表示しております。

３．連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　　273,060千円

４．連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
宇奈とと 新宿センタービル店 （東京都新宿区）	店舗	建物及び構築物	10,209
		その他 （有形固定資産）	64
		その他 （無形固定資産）	314
茶寮 宮坂 （東京都港区）	店舗	建物及び構築物	36,305
		リース資産	4,339
		差入保証金	1,887
ツギヒロchang （東京都港区）	店舗	建物及び構築物	31,176
		その他 （有形固定資産）	2,175
		差入保証金	1,641

当社グループでは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位として、また処分予定資産については当該資産ごとにグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗及び処分予定資産は、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳

建物及び構築物	77,691千円
リース資産	4,339千円
その他（有形固定資産）	2,240千円
その他（無形固定資産）	314千円
差入保証金	3,529千円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または、使用価値より測定しており、正味売却価額については、売却予定価額を使用して評価しております。また、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものについては、回収可能価額を零として評価しております。

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　6,742,000株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　105,000株

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に経営サポート事業におけるリース資産購入などを当社グループの事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金は、安全性の高い短期的な銀行預金等に限定して運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、割賦売掛金及びリース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、上場会社の株式及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク又は発行体の信用リスクに晒されているため、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。また、差入保証金は主に経営サポート事業に属する物件情報サポートの物件契約に伴う差入保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主にＭ＆Ａ及び設備投資に必要な資金の調達を目的にしたものであり、償還日は、決算日後、最長で５年後であります。預り保証金は、経営サポート事業に属する物件情報サポート等、飲食事業の店舗運営のためであり、償還日においては、最長で10年後であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（契約先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

ロ．市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、市況等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成及び更新するとともに、手許の流動性について、連結売上高の３ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)を参照ください。)。

	連結貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	1,066,093	1,066,093	―
(2)売掛金	24,909	24,909	―
(3)割賦売掛金	5,454	5,585	131
(4)リース投資資産	282,943		
貸倒引当金(※1)	△10,786		
	272,157	269,541	△2,615
(5)投資有価証券	503	503	―
(6)差入保証金	832,386	839,079	6,692
資産計	2,201,504	2,205,713	4,208
(1)買掛金	77,053	77,053	―
(2)1年内返済予定の長期借入金	224,846	224,846	―
(3)リース債務	5,981	5,981	―
(4)未払法人税等	37,993	37,993	―
(5)長期借入金	508,433	505,698	△2,734
(6)リース債務	9,242	9,056	△185
(7)長期預り保証金	582,495	587,047	4,551
負債計	1,446,046	1,447,678	1,631

(※1) リース投資資産に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1)　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 割賦売掛金、(4) リース投資資産

元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(6) 差入保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) １年内返済予定の長期借入金、(3) リース債務、

(4) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期預り保証金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2)　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
関係会社株式	526

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　231円52銭

(2) １株当たり当期純損失　16円55銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．企業結合等関係

（取得による企業結合）

当社は、2019年１月29日開催の取締役会において、株式会社M．Ｉ．Ｔの株式を取得して子会社化することを決議し、2019年１月31日付で株式譲渡契約を締結しました。また、2019年３月１日付で株式を取得したことにより完全子会社化しました。

(1) 企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称　株式会社M．Ｉ．Ｔ

事業の内容　飲食店の経営

②企業結合を行った主な理由

飲食店の経営拡充、消費者ニーズ及びノウハウの共有・活性化による新業態の開発、海外進出による多店舗展開の出店支援を加速させるためであります。

③企業結合日

2019年３月１日（みなし取得日　2019年３月31日）

④企業結合の法的形式

株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社M．Ｉ．Ｔ

⑥取得した議決権比率

100％

⑦取得企業を決定されるに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

(2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	10千円
取得原価		10千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①発生したのれんの金額

270,401千円

②発生原因

主として今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

５年間で均等償却

(4) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年４月１日から2019年12月31日まで

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,249,373**	**流動負債**	**640,658**
現金及び預金	805,555	買掛金	39,362
売掛金	11,053	1年以内返済予定の長期借入金	224,846
リース投資資産	232,471	未払金	11,666
商品	13,911	未払費用	62,034
貯蔵品	272	未払法人税等	37,727
前渡金	4,400	前受金	31,076
前払費用	143,380	預り金	102,469
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	30,000	前受収益	129,325
その他	19,115	その他	2,147
貸倒引当金	△10,786	**固定負債**	**1,133,865**
固定資産	**2,224,591**	長期借入金	508,433
有形固定資産	**674,653**	長期預り保証金	581,599
建物	600,741	長期前受収益	43,832
構築物	2,637	**負債合計**	**1,774,523**
工具、器具及び備品	71,274	**純資産の部**	
無形固定資産	**1,290**	**株主資本**	**1,699,238**
ソフトウエア	1,290	**資本金**	**388,955**
投資その他の資産	**1,548,648**	**資本剰余金**	**333,955**
投資有価証券	503	資本準備金	333,955
関係会社株式	366,887	**利益剰余金**	**1,220,262**
出資金	90	その他利益剰余金	1,220,262
関係会社長期貸付金	270,000	繰越利益剰余金	1,220,262
破産更生債権等	50,358	**自己株式**	**△243,933**
長期前払費用	34,081	**評価・換算差額等**	**203**
繰延税金資産	61,425	その他有価証券評価差額金	203
差入保証金	815,660	**純資産合計**	**1,699,442**
貸倒引当金	△50,358		
資産合計	**3,473,965**	**負債・純資産合計**	**3,473,965**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年１月１日から2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		**3,087,340**
売上原価		**1,962,309**
売上総利益		**1,125,031**
販売費及び一般管理費		**987,098**
営業利益		**137,933**
営業外収益		
受取利息	5,034	
協賛金収入	2,066	
受取保険金	128	
受取手数料	2,213	
その他	973	10,417
営業外費用		
支払利息	2,373	
為替差損	639	
その他	342	3,355
経常利益		**144,994**
特別利益		
固定資産売却益	10,003	
受取補償金	757	
受取和解金	17,002	27,763
特別損失		
固定資産除却損	5,934	
減損損失	10,589	
和解金	711	17,235
税引前当期純利益		**155,523**
法人税、住民税及び事業税	77,689	
法人税等調整額	△9,681	68,008
当期純利益		**87,514**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年１月１日から2019年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	386,627	331,627	331,627	1,132,747	1,132,747	△243,933	1,607,068
当期変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	2,327	2,327	2,327				4,655
当期純利益				87,514	87,514		87,514
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	2,327	2,327	2,327	87,514	87,514	―	92,169
当期末残高	388,955	333,955	333,955	1,220,262	1,220,262	△243,933	1,699,238

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	185	185	1,607,254
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			4,655
当期純利益			87,514
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17	17	17
当期変動額合計	17	17	92,187
当期末残高	203	203	1,699,442

(注)　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ．その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

イ．商品

主として最終仕入原価法

ロ．貯蔵品

主として先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	３～18年
構築物	７～10年
工具、器具及び備品	２～８年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

② 割賦販売取引に係る収益の計上基準

割賦販売契約時に、物件購入価額（元本相当額）を割賦債権に計上し、割賦契約による支払期日を基準として、当該経過期間に対応する割賦売上高と割賦原価の差額（粗利益相当額）を売上高に計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

② 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．表示方法の変更

貸借対照表

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号　2018年３月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」（前事業年度3,371千円）は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」61,425千円に含めて表示しております。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　230,072千円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	5,868千円
短期金銭債務	7,092千円
長期金銭債務	7,070千円

４．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	224,112千円
営業取引以外の取引による取引高	5,352千円

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失（千円）
宇奈とと 新宿センタービル店 （東京都新宿区）	店舗	建物	10,209
		工具、器具及び備品	64
		ソフトウエア	314

当社では、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位として、また処分予定資産については当該資産ごとにグルーピングを行っております。営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗で、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗及び処分予定資産は、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳

建物	10,209千円
工具、器具及び備品	64千円
ソフトウエア	314千円

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額または、使用価値より測定しており、正味売却価額については、売却予定価額を使用して評価しております。また、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるものについては、回収可能価額を零として評価しております。

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	300,000株

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,621千円
長期前受収益	13,421千円
長期前払費用	13,467千円
貸倒引当金	18,722千円
減損損失	12,940千円
資産除去債務	4,241千円
その他	341千円
繰延税金資産小計	65,757千円
評価性引当額	△4,241千円
繰延税金資産合計	61,515千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△89千円
繰延税金負債合計	△89千円
繰延税金資産純額	61,425千円

７．関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	株 式 会 社 M．Ｉ．Ｔ	直接 100.0%	業務の受託 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 （注）２	300,000	1年内回収予定の関係会社長期貸付金	30,000
						関係会社長期貸付金	270,000
				利息の受取 （注）２	4,520	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針

（注）１．取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

２．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　263円81銭

(2) １株当たり当期純利益　13円60銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．企業結合等関係

（取得による企業結合）

連結計算書類の「連結注記表９．企業結合等関係」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月18日

Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ株式会社
　取締役会　御中

應和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士　澤田　昌輝	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　土居　靖明	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年２月18日

Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ株式会社
　取締役会 御中

應和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士　澤田　昌輝	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士　土居　靖明	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ株式会社の2019年１月１日から2019年12月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月21日

Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ株式会社　監査役会
常勤監査役　　鎌仲　順子　㊞
社外監査役　　綾部　薫平　㊞
社外監査役　　高橋　克典　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．定款変更の目的

(1) 今後の事業展開の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

(2) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(3) 取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第30条を変更案第30条のとおり変更するものであります。なお、変更案第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条（条文省略）	第１条（現行どおり）
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(33)（条文省略）	(1)～(33)（現行どおり）
（新設）	(34) 売電事業
（新設）	(35) デジタルコンテンツの企画、制作及び販売
(34) 前各号に付帯する一切の業務	(36) 前各号に付帯する一切の業務
第３条（条文省略）	第３条（現行どおり）

現行定款	変更案
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削除） (3) 会計監査人
第５条（条文省略）	第５条（現行どおり）
第２章　株　式	第２章　株　式
第６条（条文省略）	第６条（現行どおり）
（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	（削除）
第８条～第11条（条文省略）	第７条～第10条（現行どおり）
第３章　株　主　総　会	第３章　株　主　総　会
第12条～第18条（条文省略）	第11条～第17条（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は10名以内とする。	（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、６名以内とする。 ２　当会社の監査等委員である取締役は、８名以内とする。
（新設）	
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 ３　当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。	（取締役の選任） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 ２　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。 ３　当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

現行定款	変更案
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって、代表取締役社長１名を選定し、また、必要に応じ、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	２　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役社長１名を選定し、また、必要に応じ、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条（条文省略）	第22条（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第25条（条文省略）	第25条（現行どおり）
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

現行定款	変更案
（取締役会議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
第28条（条文省略）	第28条（現行どおり）
（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他業務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の業務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（社外取締役の責任免除） 第30条　当会社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第30条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、あらかじめ定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。
第５章　監査役および監査役会	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（常勤の監査等委員） 第31条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集） 第32条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会の決議方法） 第33条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会議事録） 第34条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

現行定款	変更案
（新設）	（監査等委員会規則） 第35条　監査等委員会の運営について法令または本定款に別段の定めのない事項は、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規則による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第41条～第42条（条文省略）	第36条～第37条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第44条（条文省略）	第39条（現行どおり）
第７章　計　算	第７章　計　算
第45条～第49条（条文省略）	第40条～第44条（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（５名）は定款変更の効力発生時をもって退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）２名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
1	再　任 かた　ひら　まさ　ゆき 片　平　雅　之 （1975年１月15日生）	1993年４月 1996年９月 2002年１月 2002年９月 2003年４月 2003年５月 2015年３月 2017年５月 2018年10月 2019年１月 2019年３月 2020年１月 2020年１月	㈱神戸製鋼所入社 ㈱シティズ入社 フューチャークリエイト㈱（現　店舗流通ネット㈱）入社 ㈲ガーデン設立入社 ㈱ＧＤＮ共同代表取締役就任 当社設立　代表取締役社長就任（現任） GF CAPITAL PTE.LTD. Managing Director就任（現任） GF CAPITAL(THAILAND)CO.,LTD. Director就任（現任） GF CAPITAL(VIETNAM)CO.,LTD. Managing Director就任（現任） GF CONSULTING(THAILAND)CO.,LTD. Director就任（就任） ㈱M．Ｉ．Ｔ取締役就任（現任） GF CAPITAL(THAILAND)CO.,LTD. Managing Director就任（現任） GF CONSULTING(THAILAND)CO.,LTD. Managing　Director就任（現任）	4,350,000株
		（重要な兼職の状況） GF CAPITAL PTE.LTD.Managing Director GF CAPITAL(THAILAND)CO.,LTD. Managing Director GF CAPITAL(VIETNAM)CO.,LTD.General Director GF CONSULTING(THAILAND)CO.,LTD.Managing Director		

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
2	再　任 た　ぐち　ゆ か こ 田　口　由香子 （1983年２月２日生）	2001年４月 2008年３月 2010年４月 2011年１月 2011年４月 2015年１月 2015年３月 2017年５月 2018年４月 2019年１月 2019年３月	㈱ファイブフォックス入社 当社入社 当社業務推進事業部課長 当社取締役就任 当社コンサルティング事業部長 当社管理部長 GF CAPITAL PTE.LTD. Director就任（現任） GF CAPITAL(THAILAND)CO.,LTD. Director就任（現任） 当社専務取締役管理本部長就任（現任） GF CONSULTING(THAILAND)CO.,LTD. Director就任（現任） ㈱M．I．T取締役就任（現任）	137,000株

（注）１．取締役候補者片平雅之氏は、当社の株式を67.53％所有しており、当社の経営を支配している者であります。

２．各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
1	新　任 かま　なか　じゅん　こ 鎌　仲　順　子 （1964年12月12日生）	1983年４月 1985年９月 1987年４月 1993年３月 1994年１月 1997年７月 2000年８月 2003年３月 2003年５月 2015年３月 2015年３月	㈱ワールドファイナンス入社 ㈱ダイワコンサルタント計算センター入社 丸津土地建物㈱取締役就任 ㈱千葉土地開発センター入社 ㈱丸津入社 ㈲ケイ・ワンハウジング入社 ㈲オフィス・スクランブル監査役就任 ㈲オフィス・スクランブル監査役退任 当社設立　取締役就任　管理部長 当社取締役退任 当社監査役就任（現任）	67,500株
2	新　任 の　ざわ　しょう　へい 野　澤　正　平 （1938年４月３日生）	1964年４月 1997年８月 2000年３月 2003年４月 2004年４月 2004年６月 2006年６月 2010年４月 2011年７月 2011年７月 2011年10月 2012年９月 2016年10月	山一證券㈱入社 同社代表取締役就任 ㈱シリコンコンテンツ代表取締役就任 大木建設㈱特別顧問就任 センチュリー証券㈱（現　日産証券㈱）特別顧問就任 同社代表取締役就任 日本ユニコム㈱（現　ユニコムグループホールディングス㈱）取締役就任 ㈱ウイングメディカル取締役就任 ㈱マーキュリースタッフィング取締役就任（現任） 東岳証券㈱顧問就任 当社取締役就任（現任） 東岳証券㈱顧問辞任 ㈱ウイングメディカル取締役辞任	5,000株
		（重要な兼職の状況） ㈱マーキュリースタッフィング取締役		

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
3	新　任 やす　だ　まさ　とし 安　田　正　利 （1967年６月19日生）	1990年４月 2003年５月 2003年８月 2004年11月 2007年６月 2007年11月 2011年10月 2012年９月 2017年３月 2017年３月 2018年12月	㈱富士銀行（現　㈱みずほ銀行）入行 アリコジャパン㈱入社 ㈲芙蓉倶楽部設立　取締役就任（現任） 共和安田㈱（現　㈱ヤスダマネージメント）設立　代表取締役就任（現任） ＡＩＧ㈱顧問就任 ＡＩＧ㈱顧問辞任 当社監査役就任 ヤスダＡＭパートナーズ合同会社代表社員就任（現任） 当社監査役辞任 当社取締役就任（現任） ㈱虎ノ門アセットマネジメント代表取締役社長就任（現任）	5,000株
		（重要な兼職の状況） ㈱ヤスダマネージメント代表取締役 ㈲芙蓉倶楽部取締役 ヤスダＡＭパートナーズ合同会社代表社員 ㈱虎ノ門アセットマネジメント代表取締役社長		
4	新　任 たか　はし　かつ　のり 高　橋　克　典 （1966年８月23日生）	1996年10月 2000年４月 2000年８月 2006年４月 2008年４月 2017年３月	会計士補登録　柳澤公認会計士事務所（現新創監査法人）入所 公認会計士登録 税理士登録 新創監査法人　社員就任 新創監査法人　代表社員就任（現任） 当社監査役就任（現任）	0株
		（重要な兼職の状況） 新創監査法人代表社員		

（注）１．監査等委員である各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、野澤正平氏及び安田正利氏との間で、当社の定款に基づき責任限定契約を締結しております。この契約内容の概要は、会社法第427条第１項の規定により同法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とするものであります。第１号議案「定款一部変更の件」ならびに鎌仲順子氏、野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏の選任が原案どおり承認された場合には、当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任額をもって、損害賠償責任の限度とするものであります。
４．野澤正平氏は、豊富な経営管理の経験・知識を有していることから、経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
５．野澤正平氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって８年５ヶ月となります。
６．安田正利氏は、金融機関に長期間勤務した経験を持つなど財務及び会計に関する知見を有していることから、豊富な経営管理の経験・経営監視機能の客観性及び中立性を確保するため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
７．安田正利氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって３年となります。

８．安田正利氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
９．高橋克典氏は、公認会計士及び税理士としての専門的な知見を有していることから、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
10．高橋克典氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
11．当社は、野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏が社外取締役に選任された場合には、当社は、引続き野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏を独立役員として届け出る予定であります。
12．野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏は、当社の親会社等ではなく、また、過去５年間に当社の親会社等であったこともありません。
13．野澤正平氏及び安田正利氏及び高橋克典氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また、過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
14．野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また、過去２年間に受けていたこともありません。
15．野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
16．野澤正平氏、安田正利氏及び高橋克典氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2011年９月25日開催の臨時株主総会において、年額216百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額220,000千円以内（内、社外取締役分は20,000千円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は５名（内、社外取締役２名）でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」および第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）２名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は２名（内、社外取締役０名）となります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額80,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第１号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は４名（内、社外取締役３名）となります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿二丁目２番１号
京王プラザホテル本館43階「スターライト」
電話　(03)3344－0111(代表)



会場最寄駅

○　「新宿駅」西口から徒歩６分
（ＪＲ線、京王線、小田急線、東京メトロ丸ノ内線）
新宿駅西口を出て都庁方面への地下道を５分ほど進み、地下道から出てすぐの左側の建物です。

○　「都庁前駅」Ｂ１出口よりすぐ
(都営地下鉄大江戸線)
改札を出てＪＲ新宿方面に進みＢ１出口階段を上がってすぐ右側の建物です。